

県外医学生等病院見学支援事業実施要領

1. 目的

島根県外の医学生等に県内臨床研修病院に見学に来てもらうことで、島根の医療に関心を持ち、県内での初期臨床研修医の増加を図るため、県内臨床研修指定病院の見学に係る旅費を助成する。

2. 対象となる病院

島根県内の臨床研修病院。

3. 助成内容

県外に所在する大学医学部医学科に在学する医学生(ただし、自治医科大学、防衛医科大学校、海外の大学等は除く)及び既卒者が、当該病院見学を実施した場合に要した旅費。

(1人につき1回/年度)

4. 助成対象旅費

当該病院の旅費規程に基づき、病院見学の行程上必要と認められる交通費及び宿泊費。(但し、支援センターから病院への支給の上限は、1人につき3万円とする。)

予算の範囲内で支給し、事前確認の先着順とする。

5. 経費の支払い

病院見学実施後、当該病院から提出された県外医学生病院見学支援事業助成申請書兼請求書(様式1)と対象者一覧(様式2)の内容を審査し、適切であると認められた場合は、当該病院へ支払う。(但し、支援センターから当該病院への支払いは、9月末締め、3月末締めの翌月20日払いとする。)

6. 事業の流れ

- ①医学生等が希望する当該病院へ直接申込。
- ②当該病院から支援センターに助成対象か事前にメールで確認。
- ③医学生等が病院見学実施。
- ④当該病院が支援センターに助成申請書兼請求書(様式1)、対象者一覧(様式2)の提出。
- ⑤支援センターが当該病院へ助成額を支給。

7. その他

この事業の実施に関し、この要領に定めのない事項については、必要の都度、別途定めるものとする。

附則 この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則 改正後の要領は、平成28年2月1日から適用する。

附則 改正後の要領は、平成31年4月1日から適用する。